

「用地調査等業務共通仕様書【農業農村整備編】」の制定について（平成23年3月14日農村第2123号農林水産部長通知）一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>用地調査等業務共通仕様書【農業農村整備編】 <u>令和7年10月</u> 沖縄県農林水産部</p> <p>目次 [略]</p> <p>第1章 総則</p> <p>1-1 [略]</p> <p>1-2 用語の定義</p> <p>共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>(1)～(45) [略]</p> <p>(46) 「建物要領」とは、中央用対が定める建物移転料算定要領（案）をいう。この場合において、建物要領第1条及び別記曳家移転料算定要領第1条中「基準細則」とあるのは「運用方針」と読み替えるものとする。</p> <p>(47) 「機械設備要領」とは、中央用対が定める機械設備調査算定要領（案）をいう。この場合において、機械設備要領第1条中「基準細則」とあるのは「運用方針」と読み替えるものとする。</p> <p>(48) 「附帯工作物要領」とは、中央用対が定める附帯工作物調査算定要領（案）をいう。この場合において、附帯工作物要領第1条中「基準細則」とあるのは「運用方針」と読み替えるものとする。</p> <p>(49) 「石綿要領」とは、中央用対が定める石綿調査算定要領（案）をいう。この場合において、石綿要領第1条中「基準細則」とあるのは「運用方針」と読み替えるものとする。</p> <p>(50) 「仮住居要領」とは、中央用対が定める仮住居等に要する費用に関する調査算定要領（案）をいう。この場合において、仮住居要領第1条中「基準細則」とあるのは「運用方針」と読み替えるものとする。</p> <p>(51) 「家賃減収要領」とは、中央用対が定める家賃減収補償調査算定要領（案）をいう。この場合において、家賃減収要領第1条中「基準細則第17-2」とあるのは「運用方針第19」と読み替えるものとする。</p> <p>(52) 「借家人要領」とは、中央用対が定める借家人補償調査算定要領（案）をいう。この場合において、借家人要領第1条中「基準細則」とあるのは「運用方針」と読み替えるものとする。</p>	<p>用地調査等業務共通仕様書【農業農村整備編】 <u>令和6年10月</u> 沖縄県農林水産部</p> <p>目次 [略]</p> <p>第1章 総則</p> <p>1-1 適用 [略]</p> <p>1-2 用語の定義</p> <p>共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>(1)～(45) [略]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

改正後	現行
<p>(53) 「移転雑費要領」とは、中央用対が定める移転雑費算定要領（案）をいう。この場合において、移転雑費要領第1条中「基準細則第21」とあるのは「運用方針第22」と読み替えるものとする。</p> <p>1-3 ~ 1-10 [略]</p> <p>1-11 提出書類</p> <p>1. ~ 2. [略]</p> <p>3. 受注者は、調査職員と受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。</p> <p>また、情報を交換・共有するにあたっては、情報共有システムを活用することとし、工事及び業務における受発注者間の情報共有システムの活用について（令和3年9月7日付け3農振第1453号）の別紙（URL「https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/ASP/attach/pdf/index-7.pdf」）に基づくものとする。</p> <p>1-35 個人情報の取扱い</p> <p>1. 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2. ~ 11. [略]</p> <p>1-36 ~ 1-39 [略]</p> <p>第2章 用地調査等業務の基本的処理</p> <p>第1節 用地調査等業務の実施手続</p> <p>2-1 打合せ等</p> <p>1. ~ 3. [略]</p> <p>4. 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。</p>	<p>[新設]</p> <p>1-3 ~ 1-10 [略]</p> <p>1-11 提出書類</p> <p>1. ~ 2. [略]</p> <p>3. 受注者は、調査職員と受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。</p> <p>また、情報を交換・共有するにあたっては、情報共有システムを活用することとし、工事及び業務における受発注者間の情報共有システムの活用について（令和3年9月7日付け3農振第1453号）の別紙（URL「https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/ASP/attach/pdf/index-3.pdf」）に基づくものとする。</p> <p>1-35 個人情報の取扱い</p> <p>1. 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2. ~ 11. [略]</p> <p>1-36 ~ 1-39 [略]</p> <p>第2章 用地調査等業務の基本的処理</p> <p>第1節 用地調査等業務の実施手続</p> <p>2-1 打合せ等</p> <p>1. ~ 3. [略]</p> <p>[新設]</p>

改正後	現行
<p>※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。</p> <p>2-2～2-5 [略]</p> <p>第2節 数量等の処理</p> <p>2-6～2-8 [略]</p> <p>2-9 補償額算定調書に計上する数値</p> <p>補償額算定調書に計上する数値（価格に対応する数量）は、次の各号によるもののほか、<u>2-6</u>による計測値を基に算出した数値とするものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>2-10 [略]</p> <p>第3章～第5章 [略]</p> <p>第6章 建物等の調査</p> <p>第1節 調査</p> <p>6-4 木造建物</p> <p>1. 木造建物〔Ⅰ〕の調査は、軸組工法により建築されている木造建物にあつては、建物要領別添一の一木造建物調査積算要領〔軸組工法〕（以下「木造建物要領〔軸組工法〕」という。）により行うものとし、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている木造建物にあつては、建物要領別添一の木造建物調査積算要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕（以下「木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕」という。）により行うものとする。</p> <p>2. 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の調査は、木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工</p>	<p>2-2～2-5 [略]</p> <p>第2節 数量等の処理</p> <p>2-6～2-8 [略]</p> <p>2-9 補償額算定調書に計上する数値</p> <p>補償額算定調書に計上する数値（価格に対応する数量）は、次の各号によるもののほか、<u>2-5</u>による計測値を基に算出した数値とするものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>2-10 [略]</p> <p>第3章～第5章 [略]</p> <p>第6章 建物等の調査</p> <p>第1節 調査</p> <p>6-4 木造建物</p> <p>1. 木造建物〔Ⅰ〕の調査は、建物要領別添一木造建物調査積算要領（以下「木造建物要領」という。）により行うものとする。</p> <p>2. 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の調査は、木造建物要領を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積</p>

改正後	現行
<p>法又は木質系プレハブ工法]のいずれかを準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。</p> <p>3. [略]</p> <p>6-5 木造特殊建物</p> <p>1. 木造特殊建物の調査は、木造建物要領〔軸組工法〕を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。</p> <p>2. 前項の実施に当たっては、取扱要領第7条の各項目別補正率表に掲げる補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。</p> <p>6-6～6-13 [略]</p> <p>第2節 調査書等の作成</p> <p>6-14 建物等の配置図の作成</p> <p>1. 建物等の配置図は、前節の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) ①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 構造概要・建築工法</p> <p>⑦ 建築面積</p> <p>⑧ (略)</p> <p>6-15 [略]</p> <p>6-16 木造建物</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれかにより作成するものとする。</p> <p>3. 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の図面及び調査書は、木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれかを準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>算が可能となるよう行うものとする。</p> <p>3. [略]</p> <p>木造特殊建物の調査は、前条第2項及び第3項を準用するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>6-6～6-13 [略]</p> <p>第2節 調査書等の作成</p> <p>6-14 建物等の配置図の作成</p> <p>1. 建物等の配置図は、前節の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) ①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 構造概要</p> <p>⑦ 建築面積 (一階の床面積をいう。以下同じ。)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>6-15 [略]</p> <p>6-16 木造建物</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、木造建物要領により作成するものとする。</p> <p>3. 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の図面及び調査書は、木造建物要領を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>

改正後	現行
<p>6-17 木造特殊建物</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 図面は、木造建物要領〔軸組工法〕を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。</p> <p>（1）～（6） [略]</p> <p>3. 調査書は、木造建物要領〔軸組工法〕に準じ、次の各号により作成するものとする。</p> <p>（1）～（2） [略]</p> <p>6-18 ～ 6-25 [略]</p> <p>第3節 算定</p> <p>6-26 [略]</p> <p>6-27 法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定</p> <p>既設の施設を法令の規定に適合させるために必要となる最低限の改善費用に係る運用益損失額の算定は、6-3の調査結果から当該建物又は工作物が既存不適格物件であると認める場合に、運用方針第15第3項の定めるところにより行うものとする。</p> <p>6-28 木造建物</p> <p>1. 木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに6-16 木造建物で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔I〕については木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれかにより、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。</p> <p>なお、木造建物〔II〕及び木造建物〔III〕の推定再建築費の積算に当たっては、木造建物要領〔軸組工法〕第2条第3項又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕第2条第3項のいずれかに定めるところによるものとする。</p> <p>2. [略]</p> <p>6-29 木造特殊建物</p>	<p>6-17 木造特殊建物</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 図面は、木造建物要領を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。</p> <p>（1）～（6） [略]</p> <p>3. 調査書は、木造建物要領に準じ、次の各号により作成するものとする。</p> <p>（1）～（2） [略]</p> <p>6-18 ～ 6-25 [略]</p> <p>第3節 算定</p> <p>6-26 [略]</p> <p>6-27 法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定</p> <p>既設の施設を法令の規定に適合させるために必要となる最低限の改善費用に係る運用益損失額の算定は、6-15の調査結果から当該建物又は工作物が既存不適格物件であると認める場合に、運用方針第15第3項の定めるところにより行うものとする。</p> <p>6-28 木造建物</p> <p>1. 木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに6-16 木造建物で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔I〕については木造建物要領により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。</p> <p>なお、木造建物〔II〕及び木造建物〔III〕の推定再建築費の積算に当たっては、木造建物要領第2条第3項に定めるところによるものとする。</p> <p>2. [略]</p> <p>6-29 木造特殊建物</p>

改正後	現行
<p>1. 木造特殊建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに6-17木造特殊建物で作成した図面及び調査書を基に積算するものとする。</p> <p>なお、その積算に当たっては、木造建物要領〔軸組工法〕第2条第3項に定めるところによるものとする。</p> <p>2. [略]</p> <p>6-30~6-37 [略]</p> <p>第7章 営業その他の調査</p> <p>第1節 調査</p> <p>7-1 営業その他の調査 ~ 7-2 営業に関する調査 [略]</p> <p>7-3 居住者等に関する調査</p> <p>1. ~2. [略]</p> <p>3. 前2項の調査は、住民票、賃貸借契約書等の確認のほか、仮住居要領、家賃減収要領又は借家人要領により行うものとする。</p> <p>7-4 [略]</p> <p>第2節 調査書の作成</p> <p>7-5 調査書の作成</p> <p>7-2、7-3、7-4の調査に係る調査書は、次に掲げる調査表に所定の事項を記載することにより作成するものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 居住者等調査表(様式第21号) (建物を借家・借間している者がいる場合においては、家賃減収要領により作成)</p> <p>(3) [略]</p> <p>第3節 算定</p> <p>7-6 補償額の算定</p>	<p>1. 木造特殊建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに6-17木造特殊建物で作成した図面及び調査書を基に積算するものとする。</p> <p>なお、その積算に当たっては、木造建物要領第2条第3項に定めるところによるものとする。</p> <p>2. [略]</p> <p>6-30~6-37 [略]</p> <p>第7章 営業その他の調査</p> <p>第1節 調査</p> <p>7-1 営業その他の調査 ~ 7-2 営業に関する調査 [略]</p> <p>7-3 居住者等に関する調査</p> <p>1. ~2. [略]</p> <p>3. 前2項の調査は、賃貸借契約書、住民票等により行うものとする。</p> <p>7-4 [略]</p> <p>第2節 調査書の作成</p> <p>7-5 調査書の作成</p> <p>7-2、7-3、7-4の調査に係る調査書は、次に掲げる調査表に所定の事項を記載することにより作成するものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 居住者等調査表(様式第21号)</p> <p>(3) [略]</p> <p>第3節 算定</p> <p>7-6 補償額の算定</p>

改正後	現行
<p>1. [略]</p> <p>2. 仮住居等に要する費用、家賃減収補償及び借家人補償の算定は、前条第2項で作成した資料等を基に仮住居要領、 家賃減収要領及び借家人要領により行うものとする。</p> <p>3. [略]</p> <p>4. 移転雑費の算定は、移転雑費要領により行うものとする。</p> <p>第8章～第23章 [略]</p> <p>参考 用地調査業務共通仕様書に基づく提出書類一覧表 [略]</p>	<p>1. [略] (新設)</p> <p>2. [略] (新設)</p> <p>第8章～第23章 [略]</p> <p>参考 用地調査業務共通仕様書に基づく提出書類一覧表 [略]</p>